

# 請 願 文 書 表

【平成30年6月定例会議】

受理年月日	受理番号	紹介議員	提出者	付託委員会
平成30年 6月6日	請願 第1号	佐野善作議員 井村保裕議員	徳島市佐古四番町7-2 徳島県商工団体連合会婦人部 協議会 会長 吉原 万里子	総務 常任委員会

(件名・要旨)

所得税法第56条の廃止を求める請願について

## 【請願の要旨】

私たち中小業者は、地域経済の担い手として、健全で人間性豊かな地域社会のコミュニティーづくりに貢献しており、その事業は事業主と家族従事者が支えている。

ところが、所得税法第56条は「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費にしない」と定めている。どんなに働いても家族従事者には、自家労働（私の働き分）が社会的に認められず、タダ働きを強いられている。家族従事者の多くは業者婦人が支えている。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は8.6万円、家族の場合は5.0万円で家族従事者はこのわずかな控除が所得としてみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっている。所得証明がとれないなど一人の人間として働き分が給料として認められないことによって大きな不利益がある。

2016年2月に開催された第63会期国連女性差別撤廃委員会は日本政府に対し、「家族経営における女性の経済的エンパワーメントを促進するために、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを検討すること」と勧告した。

その後の国会質疑で、第4次男女共同参画基本計画（2015年末に閣議決定）に盛り込まれた「税制の検討」には所得税法56条が含まれると表明し、政府は「検討していかねばならない」と答弁している。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では「自家労働を必要経費」としており、家族従事者の人格・人権・労働を正当に評価している。日本だけが世界の進歩から取り残されている。

憲法は一人ひとりの人格、人権を認めている。家族従事者の労働を、個人の働き分として正当に評価すべきである。所得税法第56条は、憲法、女性差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法に違反する時代遅れの法律である。

また、同じ労働に対して、青色と白色で差をつける制度自体が矛盾している。この間、全国498議会（2017年3月現在）が意見書を採択し、自由法曹団や各税理士会でも意見

書を提出しており、国会でも検討する課題となっている。

家族従事者が一人の人間として人格・人権が尊重され、「法の下に平等」であるために、所得税法第5.6条の廃止を求める。以上の趣旨から下記のことを請願するものである。

**【請願事項】**

「所得税法第5.6条」は廃止するよう、国や政府関係機関に意見書を上げること。